

令和7年第4回竹原市議会定例会議事日程第4号

令和7年12月5日(金) 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第50号 工事請負契約の締結について(総務文教委員会)
- 日程第 2 議案第52号 市立竹原書院図書館の指定管理者の指定について(総務文教委員会)
- 日程第 3 議案第54号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案(総務文教委員会)
- 日程第 4 議案第55号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教委員会)
- 日程第 5 議案第56号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教委員会)
- 日程第 6 議案第57号 竹原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(総務文教委員会)
- 日程第 7 議案第59号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教委員会)
- 日程第 8 議案第60号 令和7年度竹原市一般会計補正予算(第6号)(総務文教委員会)
- 日程第 9 議案第51号 竹原市火葬場の指定管理者の指定について(民生都市建設委員会)
- 日程第10 議案第53号 竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案(民生都市建設委員会)
- 日程第11 議案第58号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案(民生都市建設委員会)
- 日程第12 議案第61号 令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(民生都市建設委員会)

- 日程第 1 3 議案第 6 2 号 令和 7 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（民生都市建設委員会）
- 日程第 1 4 議案第 6 3 号 令和 7 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（民生都市建設委員会）
- 日程第 1 5 陳受第 7 - 1 8 号 忠海団地が所有する汚水処理施設の移管要望について（民生都市建設委員会）
- 日程第 1 6 発議第 7 - 6 号 竹原市議会基本条例案
- 日程第 1 7 発議第 7 - 7 号 少人数学級の推進、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書（案）
- 日程第 1 8 発議第 7 - 8 号 竹原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議員派遣について
- 日程第 2 0 閉会中継続審査（調査）について（2 常任委員会）

令和7年12月5日開議

(令和7年12月5日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 木原昌伸

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	向 井 直 毅	出 席
企 画 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀	出 席
建 設 部 長	岡 崎 太 一	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教育委員会参事	大 橋 美代子	出 席

午前10時00分 開議

○議長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第5号を配付しております。

この日程のとおり、会議を進めます。

日程第1～日程第8

○議長（高重洋介君） 日程第1、議案第50号工事請負契約の締結についてから日程第8、議案第60号令和7年度竹原市一般会計補正予算（第6号）までの8件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

8番、堀越賢二総務文教常任委員会委員長。

○8番（堀越賢二君） それでは、令和7年第4回定例会総務文教委員会の委員長報告を行います。

このたび、本委員会に付託されました議案は、議案第50号工事請負契約の締結についてを含む8議案であります。

委員会での主な質疑と答弁につきましては、議案第50号の工事請負契約の締結についての中で、義務教育学校設立に伴う改修工事の入札の際、1回目で応札がなかった原因と2回目の入札で条件緩和の内容について説明を求めた上で、今後はより多くの市内事業者が参加可能となるよう、初期段階から適切な条件設定を検討すべきではないかとの質疑に対し、1回目の入札では、約3,000平米の公共事業経験を持つ現場代理人の配置が条件で、これが応札への障壁となったと分析している。2回目の入札では、面積要件を撤廃し、主任技術者または現場代理人の配置へ条件変更した結果、共同企業体が応札した。今後は工事の安全管理を踏まえつつ、より多くの事業者に参加していただける条件設定に努めていきたいとの答弁でした。

次に、議案第60号令和7年度竹原市一般会計補正予算（第6号）の火葬場の指定管理について、指定管理料は安さよりもサービスの品質を重視し、最低賃金や物価上昇を踏まえ、適正価格を確保すべきではないかとの質疑に対し、入札での単純なコストダウンだけでなく、施設の維持管理と市民サービスを重視し、指定管理料を見込んでいく。総務省からも委託については適切に価格を転嫁するよう通知がされている中で、以前と違った考え方で積算を考えており、今後においても社会経済情勢の変動を見ながら、適切に対応していきたいとの答弁でした。

慎重審議を行った結果、議案第57号、議案第60号については全会一致で、その他の議案については賛成多数で可決となりました。

以上で委員長報告とさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決いたします。

議案第50号工事請負契約の締結について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番、松本進議員。

○14番（松本進君） 私は議案第50号に反対をいたします。

この議案は、竹原市立学校統廃合に伴い、現賀茂川中学校に東野小学校、荘野小学校等の義務教育学校を設立するための工事請負契約を締結する内容です。私は、竹原市立学校を統廃合する大前提とされた小規模校が子どもに与える影響について、例えば小規模校だから、社会性やコミュニケーション能力がつきにくいとか、切磋琢磨云々、また意欲や成

長が引き出せにくい、こういった説明、報告には科学的な根拠や検証がされていません。また、学校規模の適正化等の保護者アンケートでも、学校教育に満足しているが多数を占めていました。

さらに、学校統廃合の適否に関する文部科学省の手引きである地域住民との理解や協力を得ながら進めるという合意形成の基本原則も逸脱しています。地域の振興に重要な役割を果たしている教育施設の統廃合は、住民のにぎわいや地域振興などを消失させて、竹原市の人口減少を加速させることは必然であります。

このことを改めて指摘して、私は議案50号に反対をいたします。

○議長（高重洋介君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号市立竹原書院図書館の指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番、松本進議員。

○14番（松本進君） 私は、議案第52号に反対します。

この議案は市立図書館の指定管理者の指定に伴うものであります。私は、反対理由の第1は、公契約の大前提である入札制度の競争原理が全く機能していないこと、形骸化していると考えます。即刻、公契約の指定管理者制度の中止を強く求めます。

第2の反対理由は、この指定管理者制度では、地元業者の育成と安定的な仕事の確保になっていないと考えます。今日の厳しい経済状況を考えるときに、地元事業者への仕事と

雇用の確保は第一義的な課題であります。公共施設に指定管理者制度を導入する目的であるコスト削減は限界にきています。

私は、適正な入札執行に基づく市内業者の育成と仕事の確保を担保できる公契約を強く求めて、この議案第52号には反対をいたします。

○議長（高重洋介君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番、松本進議員。

○14番（松本進君） 私は議案第55号に反対をします。

この議案は、私たち市議会議員の期末手当の年間支給割合を0.05月分増額する内容であります。今日、物価高で国民の実質所得は低下しており、原材料費高騰で中小下請け企業の倒産などにより、市民の生活や中小企業、零細業者の営業は大変厳しい状況を強いられています。このような社会状況の中で、特別職である市議会議員のボーナスを増額する条件にはないと私は考えます。

以上の反対理由で、議案第55号に反対をいたします。

○議長（高重洋介君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番、松本進議員。

○14番（松本進君） 私は議案第56号に反対します。

この議案は市長、副市長、教育長の特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分増額する内容であります。

私は、議案第55号と同様の反対理由をもって、この議案にも反対をいたします。

○議長（高重洋介君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号竹原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番、松本進議員。

○14番（松本進君） 私は、議案第59号に反対します。

この議案は、マイナンバーカードの利用に伴う行政手続きを改定するものです。このマイナンバー制度は、日本に住むすべての国民、外国人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報を名寄せ、参照できるようにし、行政などが活用するものです。2015年10月に付番が行われ、2016年1月から希

望者に対し、顔写真や I Cチップの入ったマイナンバーカードが交付されています。政府が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、他分野の個人情報を紐付けして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題と考えます。

私は、マイナンバー制度の廃止を強く求めておきたいと思います。

以上、議案第 5 9 号の反対理由であります。

○議長（高重洋介君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 6 0 号令和 7 年度竹原市一般会計補正予算（第 6 号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 ～日程第 1 4

○議長（高重洋介君） 日程第 9、議案第 5 1 号竹原市火葬場の指定管理者の指定について

てから日程第14、議案第63号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題といたします。

本案は、民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番、下垣内和春民生都市建設常任委員会委員長。

○4番（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

委員長報告をさせていただきます。令和7年第4回定例会の民生都市建設委員会に付託された議案は、議案第51号竹原市火葬場の指定管理者の指定についてから議案第63号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6議案であります。

慎重審議の結果、6議案すべてが全会一致により、原案のとおり可決したことを報告いたします。

以上です。

○議長（高重洋介君） 報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決いたします。

議案第51号竹原市火葬場の指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番、松本進議員。

○14番（松本進君） 私は議案第51号に反対をいたします。

この議案は、竹原市火葬場の指定管理者の指定に伴う内容です。反対理由は、議案第52号市立図書館の指定管理者の指定で述べた理由と同様であります。

私は、適正な入札執行に基づく市内業者の育成と仕事の確保が担保できる公契約を強く求めて、この議案第51号に反対をいたします。

○議長（高重洋介君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15

○議長（高重洋介君） 日程第15、陳受第7-18号忠海団地が所有する污水处理施設の移管要望についてを議題といたします。

本件は、民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番、下垣内和春民生都市建設常任委員会委員長。

○4番（下垣内和春君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

民生都市建設委員会に付託を受け、継続審査となっておりました陳受第7-18号忠海団地が所有する污水处理施設の移管要望についての審査経過と結果につきましては、10月14日に現地視察を行い、污水处理施設の整備、管理はしっかりとされておられました。その時、団地の方より今後の污水处理施設の管理の不安なこととして、施設の整備、更新、専門知識不足、団地住民の高齢化等により、竹原市への移管の要請を再度受けたものであります。11月28日には、地域づくり課長より先進地である尾道の取組状況の説明を受け、尾道市においても、市の公共下水道計画区域から該当団地が外れたことが原因であると報告を受け、忠海団地と同様の状況下であること、尾道市の移管については該当団地か

ら約1,000万円の寄付金の納付と移管後の使用料として、下水道使用料と同額を徴収することです。忠海団地におきましても、これ以上の積立金の納付や移管後において応分の負担をいただくことと伺っております。

以上のことを踏まえ、委員会全員の意見として、竹原市の公共下水道計画の変更は大きな要因であり、本市のほうで移管を受けるべきとのことでありました。今後、竹原市として慎重な審議を重ねられ、その取組状況については、随時委員会に報告していただきたいとのことでもあります。

以上、慎重審査の結果、全会一致で本陳情は採択されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

陳受第7-18号を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は採択と決しました。

日程第16

○議長（高重洋介君） 日程第16、発議第7-6号竹原市議会基本条例案を議題といた

します。

本案は、議会運営委員会提出議案であります。よって、委員長の説明を求めます。

10番、大川弘雄議員。

○10番（大川弘雄君） それでは、発議第7-6号竹原市議会基本条例案について、議会運営委員会委員長としてご説明申し上げます。

竹原市議会は竹原市長とともに、2つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして、竹原市民の意思を代弁する責務を負っております。市民に対して、二元代表制の実効性を高め、議会の責務を常に自覚し、最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の増進はもとより、地方自治の本旨の実現を使命として活動するものであります。今後においても、議員自ら資質及び政策提言、政策立案等の能力を向上させることや、これまで以上に市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指していくために、本条例案を提案するものでございます。

本条例では、議会と議員の活動原則を規定するとともに、市民との連携を積極的に推進していくための議会報告会を実施していくことや、議会や議員のあるべき姿、議会運営に関する基本的事項について、全24条で構成しております。

なお、この条例の施行日は公布の日としております。

何卒、慎重にご審議いただいた上、議員の適切なお決定をお願い申し上げます。

○議長（高重洋介君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17

○議長（高重洋介君） 日程第 17、発議第 7－7 号少人数学級の推進、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関わる意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

3 番、蕎麦田俊夫議員。

○3 番（蕎麦田俊夫君） 少人数学級の推進、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書（案）をご説明いたします。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠であります。また、中学校の学級編制標準は令和 8 年度から引き下げる方針が示されていますが、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、子どもたちの豊かな学びの保障や教職員の「働き方改革」の推進において、次期学習指導要領の精選が必要であり、義務教育費国庫負担制度に関しては子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることを保障する日本国憲法に基づき、国の施策として学級編制定数を改善するための予算を確保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持、さらには 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた国庫負担率を 2 分の 1 へ還元することが必要です。

子どもたちの豊かな学びの実現と学校の働き方改革の確実な推進のためには、子どもや学校の実態を踏まえた国の施策と、そのための財源及び人員の配置などの支援が不可欠です。よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地

方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記措置を講じられますよう強く要請いたします。

1、義務教育学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4、子どもたちの豊かな学びを保障するため、学習指導要領の精選等を行うこと。

5、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣を予定しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（高重洋介君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18

○議長（高重洋介君） 日程第18、発議第7－8号竹原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案は、議会運営委員会提出議案であります。よって、委員長の説明を求めます。

10番、大川弘雄議員。

○10番（大川弘雄君） 発議第7－8号竹原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、議会運営委員会委員長として提案、説明させていただきます。

議員の定数につきましては、市民の声をひとつひとつ拾い上げ、市政に反映していくことが議員としての責務であることから、議員の数は一定数必要であります。現在、本市では少子高齢化に伴う人口減少が進んでいる中、市民からの不断の行政改革が強く求められているとともに、本年の9月から10月にかけて実施いたしましたアンケート調査においても、議員定数の削減を求める声が上がっております。

こうした状況の中、市議会では議会基本条例を制定し、議会活動について、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民との連携を積極的に推進する観点から議会報告会を実施することとしております。また、インターネット、SNS等の普及により、情報収集、情報発信を含めた議員活動が今まで以上に効率的にできる環境が整っていることもあり、併せて市民がおかれている現状を鑑みると、議員自身にも身を切る改革が必要であると考え、議員定数を削減するものでございます。

改正の内容につきましては、議員定数を14人から12人に改めるもので、次の一般選挙から施行するものでございます。また、議員定数の削減に併せて、各常任委員会の定数を7人から6人に変更するものであります。

何卒、慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高重洋介君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

2番、村上まゆ子議員。

○2番（村上まゆ子君） ただいま議題となっております発議第7－8号竹原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論いたします。

まず、議員定数の見直しそのものは必要であり、私もその問題意識は共有しております。人口減少が進む竹原市において、議会の体制やあり方を検証していくことは極めて重要であります。しかしながら、その前提を踏まえても、今回の2名削減という議案は拙速であり、議会機能への影響を十分に検証したとは言えません。以下、反対する理由を3点申し上げます。

1、人口規模と議会の負担を踏まえると、まずは1名減が妥当であること。竹原市は毎年約500人ずつ人口が減少していますが、人口2万人前後の自治体では、議員定数13から16名が一般的であり、12名という規模は県内、県外を見ても少ない部類に入ります。議員が1名減るだけでも、委員会の構成、調査研究、市民意見の吸い上げなどに確実に影響が出てきます。そのため、議会の機能を維持し、市民にも説明しやすい形としては、段階的にまずは1名減とするのが現実的であります。

2、行政課題は増えており、拙速に2名減らすことは議会力が低下します。人口が減っても、市民の行政ニーズが減るわけではありません。むしろ、少子化対策、公共施設の再編、災害・防災対策、地域経済の再生、ICT、AI対応など議会が担う、扱うテーマはより複雑で多様化しております。この中で2名減となれば、多様な市民意見を拾う体制の弱体化、行政チェック機能の低下、委員会の負担増といった議会力の低下が懸念されます。竹原市の規模を考えれば、役割を維持しつつ、合理的に減らすためには、まずは1名減が妥当です。

3、他市は長期間の熟議を行う一方、竹原市はわずか3回の協議であったこと、また市

民アンケートの結果も拮抗しており、拙速な結論は市民の理解を得られないと考えます。庄原市、廿日市市では約2年をかけて、約25回の議論が行われています。他の自治体でも協議会の設置、市民意見の反映、資料分析など丁寧な手続きが踏まえられています。一方、竹原市は深い議論を行わず、わずか3回の会議で2名削減という回答に至りました。これでは、委員会体制への影響、若い世代の参画、他市との比較、将来の議会像などが十分に議論されたとは言えません。加えて、市民アンケートでも議員定数に対して、多いと答えた市民は495人、50.3%、適当である、452人、45.9%、少ないと答えた市民は28人、2.8%と市民の意見は拮抗しています。この結果は、削減を支持する層と現状でよいと考える層がほぼ半数であり、市民の間でもまだ結論が固まっておらず、丁寧な議論が必要であることを示しています。その中で十分な協議を行わず、拙速に2名削減を決めるのは、市民の理解や信頼を損ないかねません。

また、議会の若返りや担い手確保には、議員報酬の見直しなど総合的な議論が不可欠です。新しい議員の担い手を増やしたいと言いながら、定数のみを大きく削るのは整合性を欠きます。竹原市の実情、市民の意見、議会の役割を踏まえれば、段階的な1名減こそ、最も合理的であると考えます。

議会力を維持し、持続可能な議会運営を行うためには、丁寧な協議、市民意見の反映、段階的な見直しが不可欠です。そのため、拙速に2名削減を決めることには賛同できません。

よって、私は本議案には反対し、竹原市にとって現実的かつ納得のいく選択肢である1名減が妥当であることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（高重洋介君） 5番、今田佳男議員。

○5番（今田佳男君） 私は本議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、令和7年1月30日付けで議長から議会運営委員会に諮問があり、約10か月ぐらいの期間をとって結論を出して、今回提案されているものであります。その間、全議員会議を2回開催し、十分な期間をとりながら間を空けながら、全議員会議を開催して、このような結論を出し、そして議会運営委員会へ報告があり、議会運営委員会でまとめて、今回議案として提出されたものであります。人口減は今後も激しく続きます。

まず最初の全議員会議で定数減は決まりました。2回目の全議員会議で定数の減をいくらにするかということで、1名の議員さんと2名の議員さんと意見が分かれて、最終的に2名ということで、今回の議案となっております。人口減はこれからも激しく続きますので、先手を打つという意味もあって2名、私はずっと2名ということで全議員会議でも同じ議論をさせていただきました。議会力の減少という言葉もありましたけれども、12人になったとしても、全員が一生懸命頑張ればやっていけると思います。今以上に議員全員が力を込めて議員活動に励めば、必ず正常な議会活動ができるものと確信をしております。

アンケートはありまして、私もアンケートは全部見ましたけれども、言われるように、さっきもありましたように意見は様々ありました。ただ、個別に書かれた意見を全部読みましたけれども、かなり厳しい意見もあって、私は反省すべきことはかなりあると思っております。議会基本条例をこのたびさっき、議案として通りました。議会基本条例と今回の議員定数の削減ということは必要であると考えております。ということで、賛成をするということであります。

以上です。

○議長（高重洋介君） 11番、道法知江議員。

○11番（道法知江君） 発議第7－8号竹原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の議員定数については、議長が議論のスタートを切られ、議員の間でも賛成、反対がほぼ半数という非常に重い判断であると受け止めております。全議員会議においても、6対6、議長判断で整理をされました。私も議長経験をさせていただきました。議会運営に携わってこさせていただいたその経験の中でも、議長、副議長として、ともに議会の公平な運営を目指してきた高重議長の立場も十分に尊重させていただいております。将来の竹原市のためにどうあるべきかという、大変苦慮されていると感じております。

私の意見といたしましては、この議論の中におきまして、せめて1減という感じでした。その後、市民のご意見を再度確認させていただいて、その結果、問題点が見えて参りました。再考すべき点があると判断をさせていただきました。

このたびの条例案では、市民から議員定数の削減を求める声も上がっていると条例案に

は書かれておりますが、実際の先ほども今田議員も言われましたし、村上議員も言われましたけれども、アンケート回収率は約10%でございました。そのうち、議員数は今のままでは多いと感じられた方が約50%、今の現議員数では適当ではないかと言われた方も46%と、ほぼほぼ半数という状況でございました。この状態でありますと、民意が明確に削減支持とはどうなのかということも考えました。この事実は、民意を尊重していくことになるのかということも検討させていただきました。それによって、他市では説明会や公聴会などにより、市民に意見を聞いて、丁寧に意見を集約してから決定をされております。議員1人当たりの人口と面積なども勘案しながら決定をされて、そのあとアンケートの調査等も行われております。他市を見ても、改革の本質を見誤ってはいけないと思います。

そして、また条例の今、条例案として上がっている内容の中身のインターネット、SNS等の普及により、情報収集、情報発信を含めた議員活動が今まで以上に効率的にできる環境が整っていると書かれてあります。ICT化は議会活動を効率化しますが、人員削減の根拠にはならないと思っております。本来、議員の質、活動の見える化、説明責任の向上が議員改革であり、市民に理解をしていただく作業ではないかなと、その中心であるべきことではないかなと思います。質と見える化、説明責任の向上です。定数2を減らすということは単に議員数にとどまらず、この竹原市が見方によっては縮小していく方向になるのではないかなという不安を内外ともに与えることになるのではないかなということに大変危惧しております。

そして、多様な視点、女性や若手、また専門性を持つような方たちが挑戦してみよう、議員になってみようと思うことを、議員定数自体が減ることはその市民の多様性を失うことにもなりかねないのではないかと考えております。議員定数は行政コストではありません。市民の声をどれだけ反映できるかの議論を展開しながら、市民の皆様にご理解いただけるような定数であり、議会改革を進めていかなければならないと思っております。中国地方の54ある市で、竹原市が一番少ない14名の定数です。どんどん若い人たちや女性がさらに進出していただきたいなと思っております。そして、定数削減が直ちに議会改革とは限らないと思っております。むしろ、市民の多様な声をどう受け止めるか、議員一人

一人の責任と行動の質を高める努力こそが大切だと感じておりますので、この点こそが本来の議論の中心であるべきと考えておりますので、本議案、2減の削減案には反対の立場をとらせていただきたいと思います。

○議長（高重洋介君） 8番、堀越賢二議員。

○8番（堀越賢二君） 私は発議第7－8号、竹原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから賛成、反対、様々な意見がありました。皆さんの意見も十分理解できます。

しかしながら、私は令和6年の第3回の定例会、こちらにおいてですね、議員のほうから発議第6－8号として、議員定数の削減、現在の14から4減の10名ということで発議が出されました。そのときには、反対の立場から討論をさせていただきましたが、そのときの反対の理由としては、議員定数削減自体に反対ではない。しかしながら、いきなり4名減の10というのは、やはりそこは私自身が納得できるものではありませんでした。また、少し前ですけれども、令和4年の第3回の定例会に向けて、議員削減、これは2減の案を出そうということで、同僚議員と出せるまでの準備をしておりましたが、やはり先ほどの反対討論の中にもありましたが、熟議がされていないのではないかとといったような指摘といいますか、意見をいただき、誠そうであるなというふうなところもありましたので、議員定数の削減には賛成だけれども、令和6年第3回ときには反対をさせていただきました。

しかし、そのときにもしっかりと議員定数削減をやっていきます。広報広聴委員会でもそういったようなものがあるから、アンケートもとってやっていきたいと思います。そして、アンケートをどういった中身にして、市民の皆さんに問うのか、そういったようなことを議員の皆さんからも意見をいただきながらも、広報広聴委員会、こちらのほうでしっかりと中身を煮詰めながら、竹原市の広報紙配付時に入れて回収を図ったものであります。回収率が低いといえども、約1,000通の貴重な市民の皆さんからの意見をいただいたこと、それは大変貴重な材料でもありました。しかしながら、往々にして、こういったようなアンケートをとると、肯定的な意見よりは少し否定的であるとか、厳しい意見が返ってくるといったようなものが性質上あるのかなと

いうふうにも感じております。現状の人員でいい、14でいい、削減はしない、1名減、いろいろありましたけれども、私はこの11月25日、今定例会の初日、本会議の後に開催されました全議員会議にて拮抗はしておりましたけれども、議員全員の会議体の中において2名減、12名ということで決をとりました。そして、今日の上程ということになっております。

全議員会議での議決事項というものはすべてそれが決定事項ではありませんけれども、それは非常に大きな決定だというふうに私は認識しております。そして、先ほど承認をいただきました竹原市議会基本条例、こちらの中にも議会報告会を開催する、そちらも明記されております。なので、2名減になると、1人当たりの仕事量は増えます。それは、承知の上です。とはいえ、これは次回の選挙からですから、私自身が議員でおられる、そういう立場にあるのかどうかといったようなものは別として、その12名の皆さんには様々なツールを活用して、今以上に市民の皆さんの声を吸い上げて、それを市民の皆さんの福祉向上のためにしっかりと反映させていく、そういったような活動をしていくことが議員としての責務であるというふうに考えております。

議員報酬は、また今後検討していくということでもありますけれども、私は今回この提出された発議第7－8号、12名にするといったようなことに関しては、これは賛成であります。また、もし反対であれば修正動議を出していただいて、そういったようなものでも別の意見を上程するといったような方法もありますので、今回その修正動議がなかったので、私は強く2名減の発議第7－8号に賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本進議員。

○14番（松本進君） 私は発議第7－8号の市会議員の現行定数14名を2名削減して12名にすることに反対をしたいと思います。

市議会議員の仕事は、住民の要求を実現することや市税の無駄遣いをチェックする重要な仕事があります。現行定数14名を2名に削減して12名にすることは、多様な市民の意見を反映する議会制民主主義の度合いを崩壊させると言っても過言ではありません。また、財政問題で言えば、例えば実質解体費約2億5,000万円超の旧ゆめタウンの寄附

受納をやめれば、竹原市の巨額な無駄遣いをやめることとなります。

以上の理由で、この発議、2名定数削減には反対をいたしたいと思います。

○議長（高重洋介君） 他に討論ありませんか。

1番、平井議員。

○1番（平井明道君） 私は議員定数2名削減に賛成という立場で討論させていただきます。

この3年、議会活動をさせていただく中で、今の議会がきちんとチェック機能を果たして、市民の声を汲み取って市政に活かされているまともな議会なのであれば、定数は現状でいいと思いますが、今の議会は私から見て全く自浄作用が果たされておりません。議会に対する市民の不信感は相当なものです。私自身は竹原市の人口規模で自浄作用がない議会なのであれば、定数は10人でもいいと思っておりますが、まずは最低限2名減は市民の気持ちだと考えます。

以上が私の議員定数2名削減の賛成理由になります。

○議長（高重洋介君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 確定いたしました。着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19

○議長（高重洋介君） 日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

質疑、討論を省略して、お手元に配付してありますとおり、議員派遣については、竹原市議会会議規則第167条の規定により決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については別紙のとおり決定いたしました。

なお、閉会中に緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定いたしますので、ご了承ください。

日程第20

日程第20、閉会中継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、各常任委員会委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） ご異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りします。

議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長にご一任願いたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

市長。

○市長（今榮敏彦君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、本定例会に提案をいたしました議案について、滞りなく議了いただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会初日の挨拶の中でも申し上げましたが、私の市長としての2期目の任期が間もなく満了となります。この間、市民の皆様のご負託を受け、市政運営という重責を担わせていただきましたことに改めて深く感謝を申し上げます。

振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックからの5類感染症への移行、また物価高騰、多発する自然災害への対応やデジタル化の急速な進展など社会経済情勢が著しく変化した4年間でもありました。そうした中であっても、市民の皆様から寄せられるご意見、ご要望などの声を謙虚にお聞きしながら、本市の住みやすさ、暮らしやすさに磨きをかけ、総合計画に掲げる将来都市像、「元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。」の実現に邁進をして参りました。特に、多くの皆様のご支援により、本年1月に完成をいたしました新庁舎は、将来にわたる市政運営の拠点となるすばらしい施設であると多くの市民の皆様からお声をいただき、私に課せられた使命と責務の一端を全うすることができたのではないかというふうにも考えております。その他、この4年間においては、現在、鋭意進めております中心市街地及び複合施設の整備をはじめ、一般社団法人竹原観光まちづくり機構の設立や竹原DX事業、農福連携事業など本市の未来を見据えた様々な取組について、着実に進めることができたものと考えております。これらは市民の皆様、そして何よりも議会の皆様のご深いご理解と建設的なご協力なくして成し遂げることができなかつた成果でもあります。

本日、2期目の任期中最後の定例会の終わりにあたりまして、改めてそのご尽力に心から感謝を申し上げます。

さて、これから年末年始を迎え、何かと忙しい時期となります。市民の皆様におかれましては、議員の皆様を含め、インフルエンザ等の感染対策に万全を期していただきますとともに、安全で健やかな新年を迎えられますようお祈り申し上げます。

結びに、議員各位並びに市民の皆様のみすますのご健勝とご多幸を祈念申し上げますと

ともに、今後とも変わらぬ市政へのご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（高重洋介君） 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

年末を控え、緊急な案件がない限り、本日をもって収めの議会となりました。去る11月25日に開会し、今期定例会に付議された案件は、議員各位の熱心なご審議によりまして、すべて議了し、閉会の運びとなりました。

議員の皆様はもとより、執行部各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

私ごとではありますが、議長に就任以来1年間、皆様方のご指導を経て、その職務の遂行に努めて参りました。この間山積する諸課題解決につき、議員各位の格別のお力添えを賜る中で、円滑な議会運営ができましたことに対し、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本年を顧みますと、進み続ける円安の影響により、エネルギー価格の高騰や過去に例のない物価高が市民生活を直撃しております。その対応が大きな課題となっております。執行部におかれましては、今後、国から配分される予定の重点支援地方交付金を活用し、市民生活の負担軽減に繋がる実効性のある事業を速やかに実施していただきたいと思っております。市議会といたしましても執行部と積極的に議論をしい、市民の皆様の方の平穏な生活を少しでも早く取り戻せるよう努力して参る所存でございます。どうか皆様方、ご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

ときあたかも将来の竹原市のリーダーを選ぶ竹原市長選挙を目の前に控えておりますが、候補者の両雄におかれましては、健康には十分ご留意いただきまして、最後まで信念のもとに選挙戦を展開していただきたい。本席からエールを送りたいと思っております。

結びに、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様、ご健康に十分ご留意の上、越年され、輝かしい新年を迎えられますよう心からご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

これをもって、令和7年第4回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員